

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第12巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641

航路標識 海図整備 灯台関係

Tokyo, October 22, 1959.

Dear Mr. Herz,

I wish to acknowledge, with thanks, the receipt of your letter dated October 22, 1959, confirming our talks on October 16, 1959, regarding the survey of resources of Iriomote Island, Okinawa.

The matter is being studied with keen interest by the authorities of the Prime Minister's Office, and I shall inform you of the result in due course of time.

Sincerely yours,

(Kijiro Miyake)
Councillor

Mr. Martin F. Herz,
First Secretary of American Embassy,
T o k y o.

十月二十二日
三長等協議
官
ハ
フ
書
記
官
に
手
交

~~(Draft)~~

Dear Mr. Herz,

I wish to acknowledge, with thanks, the receipt of your letter dated October 22, 1959, confirming our talks on October 16, 1959, regarding the survey of resources of Iriomote Island, Okinawa.

The matter is being studied with keen interest by the authorities of the Prime Minister's Office, and I shall inform you of the result in due course of time.

Sincerely yours,

(Kijiro Miyake)
Councillor.

Mr. Martin F. Herz,
First Secretary of American Embassy,
Tokyo.

(Suggested Draft)

Dear Mr. Miyake,

Last Friday, October 16, 1959, I inform you of the announcement of October 8 by Brigadier General Ondrick, U. S. Civil Administrator, concerning a complete survey of the resources of Iriomote Island, Okinawa and gave certain explanation on the matter. I wish to confirm the talks which I had with you on that occasion as follows:

Mr. Herz stated that if the Japanese side was desirous of co-operating with the United States in the proposed complete survey, bearing necessary expenses for the part to be undertaken by Japan, the American side would welcome Japanese co-operation in the field of agricultural survey. In such case, the number of Japanese technical experts should not be more than twelve and that of clerical staff be limited to the necessary minimum. As for the term of the Japanese survey, Mr. Herz suggested three to six months.

In response to Mr. Miyake's inquiry as to whether the United States was able to start a complete survey within the current fiscal year, Mr. Herz replied in the affirmative. Mr. Herz stated that he thought the sooner the better and that the survey would be started perhaps within a few months.

Then, Mr. Miyake inquired about the relationship between a consulting firm which the United States was

going

- 2 -

going to use for the survey and the technical experts of the agricultural survey which Japan might undertake. Mr. Miyake answered that both the consulting firm and the Japanese technical experts would be on equal status under the supervision of USCAR and that since the agricultural survey would be conducted solely by the Japanese technical experts, they would have nothing to do with the consulting firm.

Mr. Herz stated that, in case the Japanese side was desirous of undertaking the agricultural survey in accordance with the outline mentioned above, the United States wished to be so informed at an earliest possible opportunity. Mr. Miyake stated that he would inform Mr. Herz of the intention of the Japanese Government upon consultation with the authorities concerned.

Sincerely yours,

(Martin F. Herz)
First Secretary of American Embassy

Mr. Kijiro Miyako,
Councillor,
Asian Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

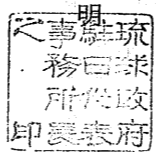


駐日代号外

昭和三十四年八月十七日

琉球政府駐日代表事務所

所長 金城 増



八月二十日、海上保安庁より、
「保安庁中村幹氏(在日)の署名(三)
へ写二部送付

外務省アジア局北東アジア課

高島省三 殿

沖縄島附近航路標識並びに海図整備について

さきに貴殿より琉球政府知念官房長宛御照会のおつた首題の件について、工務交通局長に照会したところ、別添文書写のとおり回答を得ましたので送付致します。よろしく御取り計らい下さるよう御願ひ致します。

琉球政府

寫

写 日本海汽船株式会社

船主船才六七号

昭和三十四年五月二十六日

日本船主協会
会長 一井保造

本件は、
二行、三行、四行、
ハ、イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、
の階級を調査海上保安庁長官
ノム、改訂
日、月、年、日、月、年、
は、イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、
は、イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、

林 坦 殿

沖繩島附近航路標識並びに海図整備について御願

沖繩就航船の同島出入港並びに附近航行船の台風時避難等に際し、頭
記航路標識の増強と関係海図の改補・整備の必要については、かねが
ね要望されて居りましたが、このたび日本海汽船株式会社より別添の
通り、同社白山丸吉田船長の建議書を添え本件要望実現について要請
ありました。

本邦船舶の同方面への就航が益々増加していく実情にかんがみ、航行
の安全と運航能率の向上の面より、右建議の早急実現について、格別
の御推進を煩らわしたく当協会より改めて懇請申上げる次第であります。

以上

白山丸、那覇在勤員
写 沖繩通運

海航才八号

昭和三十四年五月二十二日

日本海汽船株式会社

取締役 齋藤

海務部長 殷杏

日本船主協会

船舶部長 野口悌三 殿

拝啓 新緑の候益々御隆昌の段大慶に存じます。

陳者

沖繩島附近航路標識並びに海図整備の件

首題に關し弊社船舶白山丸船長より別添写の如き建議書を琉球政府に
提出しその整備方を要望して居りますが貴会に於かれても然る可く御

配慮賜り海上保安庁關係方面に右主旨を御伝達下され早急に之が実現
を見る様御尽力方お願い致し度存じ上げます。

敬具

写 弊社海務部長、弊社那覇在勤員
沖繩通運

一九五九年五月九日

於 那覇港

汽船 白山丸

船長 吉田 日朗

琉球政府主席 当間 重剛 殿

燈台設置並びに海図刊行建議の件

本船はここ数年來、日本本土（東京・横浜・大阪・神戸）那覇間の定期貨客船として就航しておりますが、沖繩諸島の燈台並びに海図に關し、左の通り建議致しますから、よろしく御取計い下さるよう御願ひ申上げます。

一、燈台設置の件

戦前と比べると、日本本土、沖繩間の交通は随分と頻繁になりましたが、沖繩諸島の航路標識は、今尙不十分であるため航海に少なからず、不安を覚えているのが現状であります。海難防止、貿易発展の見地からも是非必要でありますから、少くとも沖繩島最北端辺戸崎と伊平屋島北端、御崎の二箇所に、光達距離二十哩程度の燈台を設置してもらいたい。

二、海図刊行の件

(1) 沖繩島の伊江水道は航洋船の通航するのに十分な水深と幅員があり、且つ奄美大島西側から那覇に至る場合ここを経由すると約九哩の航路短縮になりますので、本船では昼間視界の良い時は此の水道を通過しております。併し此の附近の分図がないので、やむを得ず海図才二二六号（奥形二十万分之一）を使用しておりますが、これでは尺度が小さすぎるので甚だ不便を感じておりますから瀬底錨地と伊江島を含む奥形約四万分の一の分図を刊行してもらい

たい。

若しこれが困難なれば、せめて伊江水道を含む実形七万五千分の一の「沖繩島北部」（現行海図才二二二号）、「沖繩島南部」と同尺度）の海図を刊行してもらいたい。

(四) 那覇港の海図（才二四三号）は現状と相違している部分が少くありません。即ち那覇港の副港とも云われ、大いに活況を呈している泊港が全然無記載であります。これでは若し泊港停泊中に不幸、海難事故が発生しても海図無記載では調査、研究も出来ず、寒心に堪えないものがあります。海図に載せて然も内港は大尺度の分図を別に取り付け、大いに宣伝してこそ沖繩の発展があるのではないかと思われます。

このためには現行の海図才二四三号を全紙大として、半面には那覇港（実形二万分の一）、泊港も記載）他の半面には那覇港の内港（実形約六千分の一）と泊港の内港（実形四千分の一）を記載してもらいたす。

尚那覇市街の現状と相違しているところも全面的に改補してもらいたす。

以上

上海第三六号

一九五九年八月十四日

寫

工務交通局長

琉球政府駐日代表事務所長殿

沖縄島附近航路標識並に海図整備に之

一九五九年八月六日付駐日代表第五二号に依り首題の件

貴書簡に因連す

三、前項各面。別添文書(外務省第三号北東)に對し

高島省三行政支部所長(別添文書)に對し

左記の如き事

記

一、照會第一項。第一項の關連するもの如き

回會す

灯台基礎の建設及海圖刊行等は必要のものは

認められ、建設に當り、燈台の建設に當り、

去有するものあり、此は海軍大臣費用と高島省

情に於ては不可成りあり、自來の技術隊の配置

に必要とする等、予算規模の上から比較困難

性があること、將來における建設計画は之にかゝる海圖

上海第三六号

一九五九年八月十四日

寫

工務交通局長

琉球政府駐日代表事務所長殿

沖縄島附近航路標識並に海図整備に之

一九五九年八月六日付駐日代表第五二号に依り首題の件

貴書簡に因連す

三、前項各面。別添文書(外務省第三号北東)に對し

高島省三行政支部所長(別添文書)に對し

左記の如き事

記

一、照會第一項。第一項の關連するもの如き

回會す

灯台基礎の建設及海圖刊行等は必要のものは

認められ、建設に當り、燈台の建設に當り、

去有するものあり、此は海軍大臣費用と高島省

情に於ては不可成りあり、自來の技術隊の配置

に必要とする等、予算規模の上から比較困難

性があること、將來における建設計画は之にかゝる海圖

の刊行に之は必要とするに要す、施設及技術隊之琉球政府

之回會す不能であら

存、現在琉球内之建設者、灯台の總て每人灯台に於て

多額之費用(燈台基礎)に要す、經費(万本)の

多額に於て、燈台の建設に當り、此は海軍大臣費用

建設に當り、此は海軍大臣費用と高島省の建設

上之費用を航路標識建設計画に於ては、早急に建設

万急に回會す

(2) 第一項に對し、此は海軍大臣費用と高島省の建設

二、燈台の建設に當り、燈台の建設に當り、

建設計画に於ては、早急に建設

建設に對し、日本政府は、早急に建設

に、海圖刊行に對し、日本政府は、早急に建設

之は不可能である、此は海軍大臣費用と高島省の建設

刊行方針、燈台の

(3) 第一項に對し、此は海軍大臣費用と高島省の建設

係官は、日本政府に對し、早急に建設

よる回會すも、此は海軍大臣費用と高島省の建設

に、必要である、此は海軍大臣費用と高島省の建設

である。

無人灯台建設のための財政撥切については、他一般の格切と同様に取扱われるべきと考えられるが、所要の地点における灯台建設を考慮するに際しては、琉球政府のみで処理する事ができる。海軍の刊行については、現地の調査及び測量を要するまで、照会の上より、平井氏におき、業者代表その他より直接琉球政府に陳情せしめ、これに対する琉球政府の意見を米側に申し渡すことと機を同じくして日本政府と米大使館を通じて折衝する方が有効であると思われる。